

別表第一 参考項目 (第四条、第六条関係) (道路事業)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				備考		
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	切土工等の工事による一時的な影響	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	存在	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(高上式)の存在		自動車の走行	休憩所の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○						○		備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる道路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 道路の構造が、地表式、掘削式又は高上式であること。 ロ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。 ハ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。 ニ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。 ホ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫酸酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く)。 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 十一 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。 十二 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。 十三 この表において「休憩所」とは、高速自動車国道又は自動車専用道路に設置される休憩所(公衆便所を含む)をいう。	
			硫酸酸化物											
			浮遊粒子状物質	○	○							○		
			石灰粉じん											
		粉じん等	○	○										
		騒音	騒音・低周波音	○	○							○		
		振動	振動	○	○							○		
	悪臭	悪臭												
	水環境	水質	土砂等による水の濁り			○						○		
			水の汚れ									○		
			水温											
			富栄養化											
			溶存酸素											
			水素イオン濃度											
		底質	水底の泥土											
			有害物質				○							
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位				○							
			塩素イオン濃度											
	有害物質													
	地下水の流れ													
その他	流向及び流速													
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	○					
	地盤	地盤沈下												
		地盤の安定性					○	○	○					
	土壌汚染	有害物質				○								
その他	日照阻害								○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			海域											
	植物	重要な種及び群落	海域以外			○	○	○	○					
海域														
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観						○	○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○								
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○	○				○	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○								

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				備考	
				ダムの堤体の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事	ダムの堤体の存在	原石跡地の存在	道路の存在	ダムの供用及び貯水池の存在		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○	○						備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げるダム事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工、管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。 ロ ダムの堤体の材料となる原石等を採用する「原石の採取の工事」を行うこと。 ハ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。 ニ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。 ホ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。 ヘ ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。 ト 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。) 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞(い)よう景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			硫黄酸化物									
			浮遊粒子状物質	○	○	○						
			石灰粉じん									
		粉じん等	○	○	○							
		騒音	騒音・低周波音	○	○	○						
		振動	振動	○	○	○						
	悪臭	悪臭										
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○	○	○				○		
			水の汚れ							○		
			水温							○		
			富栄養化							○		
			溶存酸素							○		
		底質	水素イオン濃度	○								
			有害物質									
		地下水の水質、水位及び流れ	水底の泥土									
			有害物質									
			地下水の水位							○		
	塩素イオン濃度											
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○	○	○	○	○	○	○		
地盤		地盤沈下										
		地盤の安定性			○	○	○	○	○			
土壌汚染		有害物質										
その他	日照阻害											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	○			
		海域										
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○	○	○	○	○	○			
海域												
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観				○	○	○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○	○	○	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○	○	○							
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○				○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○							

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		備考
				掘の工事	護岸の工事	掘削の工事	堰及び護岸の存在	堰の供用及び湛水区域の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物						備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる掘事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。 ロ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。 ハ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行う。 ニ 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。 ホ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。) 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			硫黄酸化物						
			浮遊粒子状物質						
			石灰粉じん						
			粉じん等	○	○	○			
		騒音	騒音・低周波音	○	○	○			
		振動	振動	○	○	○			
	悪臭	悪臭							
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○	○	○			
			水の汚れ						
			水温						
			富栄養化					○	
			溶存酸素					○	
			水素イオン濃度						
			有害物質						
		底質	水底の泥土					○	
			有害物質						
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位					○	
			塩素イオン濃度						
			有害物質						
地下水の流れ									
その他	流向及び流速								
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○	○	○	○	○		
	地盤	地盤沈下							
		地盤の安定性					○		
	土壌汚染	有害物質							
その他	日照阻害								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	
			海域						
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○	○	○	○	○	
海域									
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○	○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○	○	○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○				

別表第四 参考項目 (第四条、第六条関係) (湖沼水位調節施設建設事業)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		備考	
				堤防の工事	水門の工事	浚渫の工事	堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出する水底の存在	水門の供用		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物						備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる湖沼水位調節施設建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。 ロ 土砂等の掘削を行い水門を設置する「水門の工事」を行うこと。 ハ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「浚渫の工事」を行うこと。 ニ 堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在すること。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。） 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	
			硫黄酸化物							
			浮遊粒子状物質							
			石灰粉じん							
		粉じん等	○	○	○					
		騒音	騒音・低周波音	○	○	○				
	振動	振動	○	○	○					
	悪臭	悪臭								
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○	○	○				
			水の汚れ							
			水温							
			富栄養化					○		
			溶存酸素					○		
			水素イオン濃度							
		底質	有害物質							
			水底の泥土							
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位			○		○		
			塩素イオン濃度							
	有害物質									
	地下水の流れ									
その他	流向及び流速									
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○	○	○	○	○			
	地盤	地盤沈下								
		地盤の安定性				○	○			
	土壌汚染	有害物質								
その他	日照阻害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○		
			海域							
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○	○	○	○	○		
			海域							
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観				○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○	○	○					
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○					

別表第五 参考項目 (第四条、第六条関係) (放水路事業)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用
				洪水を分流させる施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	放水路の存在及び供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物					
			硫酸酸化物					
			浮遊粒子状物質					
			石灰粉じん					
			粉じん等	○	○	○		
		騒音	騒音・低周波音	○	○	○		
		振動	振動	○	○	○		
	悪臭	悪臭						
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○	○	○	○	
			水の汚れ					
			水温					
			富栄養化					
			溶存酸素					
			水素イオン濃度					
			有害物質					
		底質	水底の泥土		○			
			有害物質					
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位				○	
	塩素イオン濃度					○		
	有害物質							
	地下水の流れ							
	その他	流向及び流速						
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○	○	○	○	
		地盤	地盤沈下				○	
地盤の安定性						○		
土壌汚染		有害物質						
その他	日照阻害							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	
			海域					
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○	○	○	○	
海域								
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○	○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○			

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる放水路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。

ロ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。

ハ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。

ニ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。

ホ 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫酸酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。）。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第六 参考項目 (第四条、第六条関係) (鉄道建設事業)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			備考		
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	切土工等の工事による一時的な影響	鉄道施設の存在	鉄道施設(高上式)の存在		列車の走行	列車の走行(地下走行)
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○							
			硫黄酸化物									
			浮遊粒子状物質	○	○							
			石灰粉じん									
			粉じん等	○	○							
		騒音	騒音・低周波音	○	○					○		
		振動	振動	○	○					○	○	
	悪臭	悪臭										
	水環境	水質	土砂等による水の濁り			○						
			水の汚れ									
			水温									
			富栄養化									
			溶存酸素									
			水素イオン濃度									
			有害物質				○					
		底質	水底の泥土									
			有害物質									
			地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位			○	○				
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○			
			地盤沈下									
		地盤	地盤の安定性						○	○		
			土壌汚染	有害物質				○				
	その他	日照阻害							○			
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	○	○	
海域												
植物		重要な種及び群落	海域以外				○	○	○			
			海域									
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観						○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○				○	○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○							

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる鉄道建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は^{掘削式}高上式であること。

ロ 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ニ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

ホ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く)。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

十一 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		備考	
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	造成等の施工による一時的な影響	風力発電所の存在		施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物							備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる風力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。 イ 工事の実施に関する内容 (1) 工事事務用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。 (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行うこと。なお、海域に設置される場合は、浚渫工事を含む。 (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。 ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容 (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。 (2) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行うこと。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。) 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 九 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			硫黄酸化物							
			浮遊粒子状物質							
			石灰粉じん							
			粉じん等							
		騒音	騒音・低周波音	○	○				○	
		振動	振動		○					
	悪臭	悪臭								
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○		○				
			水の汚れ							
			水温							
			富栄養化							
			溶存酸素							
			水素イオン濃度							
		底質	水底の泥土							
			有害物質	○						
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位				○			
			塩素イオン濃度							
	有害物質					○				
	その他	地下水の流れ								
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○			
			地盤沈下							
		地盤	地盤の安定性				○	○		
			土壌汚染	有害物質			○			
その他		日照障害					○			
		風車の影						○		
	電波障害					○	○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○		
			海域			○	○			
	植物	重要な種及び群落	海域以外			○	○			
			海域			○	○			
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観					○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○				
		残土				○				
温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○		○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※	※	※					

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用							備考				
							建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運転に用いる	造成等の施工による一時的な影響	火力発電所の存在	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生	
												排ガス	排水		温排水			機械等の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○										
			硫黄酸化物					○										
			浮遊粒子状物質	○	○				○									
			石灰粉じん						○				○					
			粉じん等	○	○								○	○				
		騒音	騒音・低周波音	○	○								○	○				
		振動	振動	○	○								○	○				
	悪臭	悪臭										○						
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○		○												
			水の汚れ									○						
			水温										○					
			富栄養化										○					
			溶存酸素															
			水素イオン濃度										○					
		底質	有害物質			○							○					
			水底の泥土															
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位				○											
			塩素イオン濃度															
			有害物質				○											
			地下水の流れ															
その他		流向及び流速							○				○					
土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○												
	地盤	地盤沈下																
		地盤の安定性				○	○											
	土壌汚染	有害物質			○													
その他	日照阻害																	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○			○	○	○	○					
			海域					○	○		○	○	○					
	植物	重要な種及び群落	海域以外				○	○		○	○							
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○	○						○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観							○				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○						○	○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○										○		
		残土				○												
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○				○					○	○	○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※	※	※													

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる火力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ 工事の実施に関する内容

(1) 工事事業資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。

(2) 建設機械の稼働として、掘削工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行うこと。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。

ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

(1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(二以上の組合せを含む。)を有すること。

(2) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。

(3) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがあること。

(4) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(二以上の組合せを含む。)の運転があること。

(5) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。

(6) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。)

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第九 参考項目 (第四条、第六条関係) (太陽電池発電所設置事業)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		備考
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	造成等の施工による一時的な影響	太陽電池発電所の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○				備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる太陽電池発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。 イ 工事の実施に関する内容 (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。 (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行うこと。 (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地、調整池及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。 ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容 (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。 (2) 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行うこと。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。) 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「地盤の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。 六 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。 七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 十 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 十一 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十二 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			硫黄酸化物						
			浮遊粒子状物質	○	○				
			石灰粉じん						
		粉じん等	○	○					
		騒音	騒音・低周波音	○	○			○	
		振動	振動	○	○				
	悪臭	悪臭							
	水環境	水質	土砂等による水の濁り			○	○		
			水の汚れ						
			水温						
			富栄養化						
			溶存酸素						
			水素イオン濃度						
		底質	水底の泥土						
			有害物質						
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位				○		
			塩素イオン濃度						
	有害物質					○			
	地下水の流れ								
その他	流向及び流速			○	○				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○			
	地盤	地盤沈下							
		地盤の安定性			○	○			
	土壌汚染	有害物質			○				
	その他	日照阻害							
反射光						○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○		
			海域			○	○		
	植物	重要な種及び群落	海域以外			○	○		
			海域			○	○		
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○	○			
		残土			○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○		○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※	※	※				

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		備考
				最終処分場の設置の工事		最終処分場の存在	廃棄物の埋立て	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○			○	備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。 イ 最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。 ロ 立地の形式は、陸上埋立又は水面埋立であること。 ハ 工事の実施に関する内容 (1) 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は、船舶を利用して行うこと。 (2) 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は、船舶を利用して行うこと。 ニ 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容 (1) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。 (2) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチックを除く)を含むこと。 (3) 陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。 (4) 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を經由し、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。 三 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。 四 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。) 五 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 九 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			硫黄酸化物					
			浮遊粒子状物質	○			○	
			石灰粉じん					
			粉じん等	○			○	
		騒音	騒音・低周波音	○		○		
	振動	振動	○		○			
	悪臭	悪臭			○			
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○			○	
			水の汚れ			○	○	
			水温					
			富栄養化					
			溶存酸素					
			水素イオン濃度					
		底質	有害物質	○			○	
			水底の泥土					
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位					
			塩素イオン濃度					
	有害物質					○		
	地下水の流れ		○		○			
その他	流向及び流速							
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○		○	○		
	地盤	地盤沈下						
		地盤の安定性			○	○		
	土壌汚染	有害物質	○			○		
その他	日照阻害							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○		○	○	
		海域						
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○		○	○	
			海域					
生態系	地域を特徴づける生態系	○		○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観			○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○		○	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○					
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○			※ ○		

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	備考
				堤防及び護岸の工事	埋立の工事		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○		備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる埋立て又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。 ロ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。) 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			硫黄酸化物				
			浮遊粒子状物質	○	○		
			石灰粉じん				
		粉じん等	○	○			
		騒音	騒音・低周波音	○	○		
		振動	振動	○	○		
	悪臭	悪臭					
	水環境	水質	土砂等による水の濁り	○	○		
			水の汚れ			○	
			水温				
			富栄養化				
			溶存酸素				
			水素イオン濃度				
		底質	有害物質				
			水底の泥土				
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位			○	
			塩素イオン濃度			○	
	有害物質						
	地下水の流れ						
	その他	流向及び流速					
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○	○	○	
		地盤	地盤沈下				
			地盤の安定性			○	
土壌汚染		有害物質					
その他	日照阻害						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	
		海域	○	○	○		
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○	○	○	
海域		○	○	○			
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観			○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○			

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			備考		
				建設機械の稼働	車両の運行 資材及び機械の運搬に用いる	造成等の工事による一時的な影響	敷地の存在	構造物の存在	利用自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○					○	備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる土地区画整理事業及び住宅団地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。 ロ 雨水等の排水を行うこと。 ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。 ニ 工事の完了後、敷地が道路・公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。 ホ 施設の利用には自動車を用いられること。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く)。 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	
			硫黄酸化物									
			浮遊粒子状物質	○	○							○
			石灰粉じん									
			粉じん等	○	○							
		騒音	騒音・低周波音	○	○					○		
		振動	振動	○	○					○		
	悪臭	悪臭										
	水環境	水質	土砂等による水の濁り			○						
			水の汚れ					○				
			水温									
			富栄養化									
			溶存酸素									
			水素イオン濃度									
		底質	有害物質			○						
			水底の泥土									
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位			○						
			塩素イオン濃度									
	有害物質				○							
	地下水流れ											
その他	流向及び流速											
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○					
		地盤沈下										
	地盤	地盤の安定性						○				
		土壌汚染	有害物質			○						
その他	日照障害											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	○			
			海域									
	植物	重要な種及び群落	海域以外			○	○					
海域												
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観					○	○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○	○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○							
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○				○			
一般環境中の放射性物質について調査・予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○							

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			備考		
				建設機械の稼働	車両の運行 資材及び機械の運搬に用いる	造成等の工事による一時的な影響	敷地の存在	構造物の存在及び施設の利用	利用自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○					○	備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げるレクリエーション施設建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。 ロ 雨水等の排水を行うこと。 ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。 ニ 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。 ホ 施設の利用には自動車を用いられること。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く)。 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	
			硫黄酸化物									
			浮遊粒子状物質	○	○							○
			石灰粉じん									
		粉じん等	○	○								
		騒音	騒音・低周波音	○	○					○		
		振動	振動	○	○					○		
	悪臭	悪臭										
	水環境	水質	土砂等による水の濁り			○						
			水の汚れ					○				
			水温									
			富栄養化					○				
			溶存酸素									
			水素イオン濃度									
		底質	有害物質			○		○				
			水底の泥土									
		地下水の水質、水位及び流れ	有害物質									
			地下水の水位			○						
	塩素イオン濃度											
	有害物質				○							
	その他	地下水の流れ										
		流向及び流速										
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○				
			地盤沈下									
地盤		地盤の安定性						○				
		土壌汚染	有害物質			○						
その他	日照障害											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	○			
			海域									
	植物	重要な種及び群落	海域以外				○	○				
海域												
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観					○	○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○	○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○				○			
一般環境中の放射性物質について調査・予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○							

別表第十四 参考項目 (第四条、第六条関係) (工場事業場用地造成事業)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			備考	
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	造成等の工事による一時的な影響	工場等の立地及び土地又は工作物の存在	工場等における事業活動		工場等における事業活動
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○	備考 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる工場事業場用地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。 ロ 雨水等の排水を行うこと。 ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。 ニ 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。 ホ 車両により、製品の運搬を行うこと。 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く)。 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	
			硫黄酸化物					○			
			浮遊粒子状物質	○	○				○		○
			石灰粉じん								
		粉じん等	○	○				○			
		騒音	騒音・低周波音	○	○			○	○		
		振動	振動	○	○			○	○		
	悪臭	悪臭					○				
	水環境	水質	土砂等による水の濁り			○					
			水の汚れ					○			
			水温					○			
			富栄養化					○			
			溶存酸素								
			水素イオン濃度								
		底質	有害物質			○					
			水底の泥土								
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位				○				
			塩素イオン濃度								
	有害物質					○					
	地下水の流れ										
	その他	流向及び流速				○	○				
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○			
			地盤沈下								
		地盤	地盤の安定性					○			
土壌汚染			有害物質				○				
その他	日照障害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○	○	○	○		
			海域				○	○			
	植物	重要な種及び群落	海域以外				○	○	○		
海域						○	○				
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○		○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観					○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○					
		産業廃棄物					○				
温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○			○	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○						

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施		
				土地又は工作物の存在及び供用	木の伐採等	事業の活動
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○	○
			硫黄酸化物			
			浮遊粒子状物質		○	○
			石灰粉じん			
		粉じん等		○	○	
		騒音	騒音・低周波音		○	○
	振動	振動		○	○	
	悪臭	悪臭				
	水環境	水質	土砂等による水の濁り		○	
			水の汚れ			
			水温			
			富栄養化			
			溶存酸素			
			水素イオン濃度			
		底質	有害物質		○	
			水底の泥土			
		地下水の水質、水位及び流れ	地下水の水位			
			塩素イオン濃度			
	有害物質					
	地下水の流れ					
その他	流向及び流速					
土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○	○		
	地盤	地盤沈下				
		地盤の安定性	○	○		
	土壌汚染	有害物質		○		
その他	日照阻害					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○	○
			海域			
	植物	重要な種及び群落	海域以外	○	○	
			海域			
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観		○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○	○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※ ○	※ ○	※ ○	

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる土石の採取事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - イ 土石の採取の方法は露天掘削とすること。
 - ロ 準備工事として、造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
 - ハ 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。
 - ニ 車両により、土石の運搬を行うこと。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。